

1. はじめに

中国では、2002年11月の中国共産党第16回大会において「全面的小康社会の実現」が方針として打ち出されて以来、都市と農村との経済格差解消の必要性が強調され、この解消のための努力がなされてきたといえる。2004年8月の党第16期4中全会においては、工業が農業を養い、都市が農村を牽引する、という「二つの趨勢」という考え方が示された。そして、この翌年の2005年10月の党第16期5中全会で社会主義新農村建設が提起された。また、党の決定を受けて毎年の年末か年初には党と国務院が主催して中央農村工作会议が開催されるが、この会議での決定が、2004年以降は、毎年、中央1号文件として公布されている。これら中央1号文件は、2004年には農民収入の増加、2005年には農業総合生産力の向上、2006年は社会主義新農村建設の推進、を主題としたものである。こうして時系列的に党の中央委員会全体会議での決定と毎年の中央農村工作会议の決定を眺めると、主題が社会主義新農村建設に収斂してきたことがよくわかる。

このため、本稿では中国の社会主義新農村建設にかかる動きに関して、最近の農業政策の動向について概観することから始めて、社会主義新農村建設のめざすものとその実現のための阻害要因の分析を行い、さらに中国国内で展開されている新農村建設モデルの模索をめぐる論争に即した現状分析を通して、今後の中国における新農村建設の進むべき方向についての個人的考え方を表明したい。この拙稿が、中国の農業政策の現状と今後の方向について関心を持たれている方にとって少しでも参考になれば幸いである。

2. 最近の農業政策の動向

(1) 主要会議と政策提示の時期

中国の社会主義新農村建設について考察するに当たり、その背景としての最近の中国の農業政策の動向を見てみたい。まず、2002年11月の中国共産党第16回大会において「全面的小康社会の実現」が方針として打ち出された。この小康社会というのは、非常に豊かというわけではないが、まあまあのレベルの生活が送れる社会というものである。これについては、新華社の用語解釈（新華ネット、2002年11月13日）によると、「エンゲル係数が60%以上を貧困と呼び、50%台を温飽、40%台を小康、40%以下を富裕と呼ぶのが一般的な基準である」とされている。党第16回大会においては、中国はすでに小康社会に入りつつあるが、まだ農工間格差や地域格差が存在していて、全部が小康社会に入ったわけではなく、不均衡が残ったままであり、この不均衡をなくすることが全面的小康社会の実現になるということが主張されている。こういう中で都市と農村との経済格差解消の必要性が強調されたのである。

この党第16回大会の方針を引き継いで2004年8月の党第16期4中全会においては、胡錦涛

表1 主要会議と政策提示の時期

1998年10月	中共第15期3中全会	農業産業化経営の促進
2002年11月	中共第16回大会	全面的小康社会の実現 (都市と農村の格差解消へ)
2003年10月	中共第16期3中全会	農業社会化服務体系の整備
2004年1月	中央1号文件 (中央農村工作會議)	農民収入の増加 (農業税減免、直接補助金、農民組織立法化の提起)
2004年8月	中共第16期4中全会	「二つの趨勢」の提起 (工業が農業を養い、都市が農村を牽引する)
2005年1月	中央1号文件 (中央農村工作會議)	農業総合生産力の向上
2005年10月	中共第16期5中全会	社会主義新農村建設の提起
2006年1月	中央1号文件 (中央農村工作會議)	社会主義新農村建設の推進 (農業税の年内完全撤廃)
2006年3月	全国人民代表大会 (第10期第4回)	国民経済・社会発展第11次5カ年規画要綱 (社会主義新農村建設)

注: 政策提示は党中央・国務院の文件に明記された時期を表すものである。

総書記が「工業が農業を養い、都市が農村を牽引する」という「二つの趨勢」という考え方を提示した。これは、1つ目には、経済発展段階が低いレベルにあるときには「農業が工業を養う」という趨勢があり、2つ目には、経済発展が高いレベルになると「工業が農業を養う」という趨勢があるというものである。この2つの趨勢のうち、中国はすでに二つ目の趨勢の段階に達している、という考え方である。これは、これまで伝統的に農業から収奪によって工業化を図ってきた中国の農業政策の大転換を目指したものであり、2004年1月に公布された中央1号文件による具体的な施策の提示と相呼応する形で、党のトップとして方向性を示したものであると言える。

そして、この翌年の2005年10月の党第16期5中全会で社会主義新農村建設が提起された。

党中央の決定を受けて、例年、12 月末或いは 1 月初旬に、党と国務院が主催して中央農村工作會議が開催され、この會議での決定が2004年以降は、毎年、中央1号文件として公布されている。これら中央1号文件は、2004年には農民収入の増加が主題となり、2005年には農業総合生産力の向上が主題とされ、2006年は社会主義新農村建設の推進を主題としたものである。時系列的に党の中央委員会全体會議での決定と毎年の中央農村工作會議の決定を眺めると、主題がより包括的な社会主義新農村建設に収斂したといえる。

なお、今年（2006年）3月に開催された全国人民代表大会においては、2006年から2010年までの5年間における中期的国家計画である「国民経済・社会発展第 11 次 5 年規画要綱」が決定されたが、この中の農業・農村部分は、社会主義新農村建設が提示されている。

（2）2006 年中央 1 号文件

2006 年中央 1 号文件は、2005 年 12 月末に開催された中央農村工作會議において採択された「中共中央・国務院の社会主義新農村建設推進に関する若干の意見」が、2006 年に入って党中央・国務院の 2006 年第 1 番目の文書として公布されたものである。この文書は、前年 10 月の党第 16 期 5 中全会で社会主義農村建設の提起が決定されたのを受けて、社会主義新農村建設の推進を提示したもので、社会主義新農村建設に関する綱領的文書である。つまり、社会主義新農村建設の推進に当たって、その考え方と方向性を示した、いわば法律の中における憲法のような役割を持つ文書である。

この 2006 年中央 1 号文件の中において、社会主義新農村建設の基本的な考え方については、次のように解説がなされている。

- ①全面的な小康社会を建設するための最も困難で重要な任務は農村にある。現代化の促進を加速するためには、工業と農業、都市と農村の関係を適切に処理する必要がある。
- ②新農村建設の推進は長期にわたる重要な歴史的任務であり、農村生産力の発展を促進し、食糧生産の安定的発展と農民収入の持続的な向上が堅持されなければならない。
- ③農村の基本的経営制度を堅持して、農民の主体的地位を尊重しつつ、農村の体制・メカニズムを不断に刷新して行かなければならない。
- ④都市と農村の二重構造体制を改変するための条件を整備し、都市と農村の労働者が平等に就職できる制度を構築し、経済発展レベルに相応した多様な形式の農村社会保障制度を構築するべきである。
- ⑤新農村建設に推進活動においては、地元の実態に応じて、実効性に注意を払い、形式主義を廃して、力量に相応した実行に心がけ、強引な実行は禁物である。

また、社会主義新農村建設の推進に当たっての基本方針は次の通りである。

- ①都市と農村の社会経済の均衡的發展を図る
- ②現代農業建設を促進する
- ③農民の持続的な増収を促進する
- ④農村のインフラ建設を強化する

- ⑤農村の社会事業の発展を加速させる
- ⑥全面的に農村改革を深化させる
- ⑦農村における民主政治の建設を強化する
- ⑧農村における指導の強化を図る

以上の基本的な考え方や基本方針からもわかるように、社会主義新農村建設というのは、1つの政策を指すのではなく、包括的な農業・農村対策の全体を表現しているものである。

（3）第11次5カ年規画（2006～2010年）

国民経済・社会発展第11次5カ年規画綱要（2006～2010年）は、2006年3月に開催された全国人民代表大会第10期第4回会議において採択された国家計画である。これは、これまで5年置きに策定していた「5カ年計画」と呼ばれていたものを、今回から「5カ年規画」に名称を変更したものであるが、内容は基本的には従来の「5カ年計画」とほぼ同様であり、2006年から2010年まで5年間について、今後の経済の中期的方針を定めたものである。新華社の解説（新華ネット『計画から規画への変化』2005年10月10日）によると、この「規画」というのは「計画」とかなり近い意味を持つが、「規画」は「計画」のように具体的・ミクロ的なもの、且つまたノルマ的なものではなく、「計画」よりも更に全体的な方向を示すだけのものであることから、計画経済から市場経済に移行した中国政府としては、これまでの「5カ年計画」を「5カ年規画」と呼ぶことにした、ということである。

従来の「5カ年計画」においても目標として指標が示されていたが、今回の「第11次5カ年規画」においては、目標としての指標が予期指標と約束指標とに区別されて示されている。同規画の中での解説によると、予期指標とは、「国家として目指す発展目標であるが、主に市場主体によって自主的に実現されるものである。政府は、良好なマクロ環境、制度環境、市場環境を作り出すとともに、マクロコントロールによる調整を行い、総合的に各政策を発動することにより社会資源の配置を適正化して、目標の実現に努力するものである。」とされている。また、約束指標については、「予期的な指標に対してさらに政府の責任を強めた指標であり、中央政府と地方政府は合理的な公共資源の配置と行政力量の有効な運用を通して、この実現を確保するものである。」とされている。つまり、約束指標は予期指標よりも政府の関与が強く、政府としてはその実現を約束するものである、といえる。そこで、主な予期指標と約束指標の具体的な数字を見てみることにしたい。

1) 予期指標

- ・GDP額：2005年18.2兆元 → 2010年26.1兆元（年平均伸率9.5% → 7.5%）
- ・都市化率：2005年43% → 2010年47%
- ・農業灌漑用水有効利用係数：2005年0.45 → 2010年0.5
- ・都市住民1人当たり可処分所得：2005年10,493元 → 2010年13,390元
- ・農村住民1人当たり純収入：2005年3,255元 → 2010年4,150元

2) 約束指標

- ・ 全国人口： 2005 年 130,756 万人 → 2010 年 136,000 万人
- ・ GDP 当たりエネルギー消費の低減： 5 年間で 20%
- ・ 耕地保有量： 2005 年 1.22 億 ha → 2010 年 1.2 億 ha
- ・ 主要汚染物薛質排出量の低減： 5 年間で 10%
- ・ 森林被覆率： 2005 年 18.2% → 2010 年 20%

予期指標のうち、GDP の伸率が第 10 次 5 力年計画 (2001 ～ 2006 年) の期間の平均伸率 9.5 % を今後の 5 年間は年平均伸率 7.5 % にする、というのは、政府が経済の減速を目指すと言っており、今回の 5 力年規画の重点の 1 つにもなっている。今回の 5 力年規画の中においては、これまでの高成長のみを目指す発展方式を改めて、安定的な経済発展を目指すという言い方になっている。同規画の中ではこれを称して、発展方針の転換と呼んでいるが、この考え方は、本稿の「(1) 主要会議と政策提示の時期」の中に記した農業政策の転換と関連するものである。

また、予期指標のうち、都市化率というのはいかなるものか、外国人には判りにくいものであるが、ここでいう都市化率というのは、新華社の用語解説 (新華ネット、2004 年 5 月 18 日) によると、常住人口比率で計算するものであり、都市部の常住人口割合が都市化率ということである。同規画では、この都市化率を 2005 年の 43% から 2010 年には 47% に引き上げることを目標としている。つまり、農村から都市への人口移転を促進することである。これは具体的な数字でいうと、この規画の中では、5 年間に 4,000 万人の農業就業者を都市労働力に移転させる、という目標を明示している。

都市と農村の収入格差については、都市住民 1 人当たり可処分所得を 2005 年の 10,493 元から 2010 年の 13,390 元に増加させるのに対して、農村住民 1 人当たり純収入は 2005 年の 3,255 元から 2010 年の 4,150 元に増加させるという目標であるが、これを都市と農村の収入額の格差で見ると、2005 年の 3.22 対 1 は 2010 年も 3.22 対 1 のままである。つまり、今後 5 年間においても現在の都市と農村の収入格差は縮小されないということである。少なくとも政府は、この 5 年間において都市と農村の収入格差を改善することは難しいと見ている、ということである。ただ、善意に解釈をすると、現在の趨勢からして放って置くと今後 5 年間でさらに拡大する可能性のある収入格差を現状より悪化させないという意味で 3.22 対 1 に押さえ込んだ、ということなのだろう。

農業灌漑用水有効利用係数というのは、水源からの取水量に対する農作物の利用水量の割合のことで、灌漑用として取った水のうちで実際に作物に使える量を係数で表した物で、2005 年の 0.45 というのは、灌漑用として取った水のうち、実際に作物に使える量は 45 % であるという意味で、これを 2010 年には 0.5 にするというは、つまり 5 % 利用割合を引き上げるということで、その分、節水灌漑を普及させるということになる。

約束指標のうち、全国の人口は 2005 年の 130,756 万人から 2010 年の 136,000 万人とする

ことを目標としている。中国政府は人口抑制のために一人っ子政策をとっているため、人口については予期指標ではなく、さらに政府の関与の強い約束指標として目標が明記されているのである。

これら約束指標のうちで、農業関係者として最も関心が高いのは、耕地保有量である。中国の耕地面積は、1997年に1.30億haあったものが、2005年には1.22億haにまで減少したものである。つまり、中国では経済発展に伴い、最近の8年間で800万haの耕地面積が転用されたということであり、これはこの8年間に於いて毎年100万haの耕地が失われたということになる。100万haというのは、日本の全耕地面積が471万haの1/5強に当たる面積に相当するので、中国では最近では毎年日本の全耕地面積の約1/5の耕地が失われてきたということになる。したがって、今後の5年間に於いて、耕地の減少を200万haに押さえられるか、という課題を中国政府は突きつけられている、ということになる。これは約束指標であるから、中国政府としては耕地保護の強化に本格的に乗り出すことになるのであるが、今後の5年間に於いて耕地の減少を200万ha以下に止めるというのはかなり難度の高い課題であると思われる。

国民経済・社会発展第11次5カ年計画綱要（2006～2010年）では、農業・農村関連部分として、「第2篇 社会主義新農村建設」の項を設けて、次のように方針を定めている。

①現代農業を発展させる

農業総合生産能力の向上、農業構造調整の促進（重点は畜産、水産、花卉）、農業服務体系の整備・強化、農業組織化レベルの向上等

②農民収入を増加させる

付加価値農産物の発展、農業産業化経営への支持、農民への直接支払の継続、農民負担の軽減等

③農村を整備する

インフラ建設の強化、環境保護の強化、農村衛生事業の整備等

④新型農民を育成する（義務教育の保証、職業訓練等）

⑤農業と農村への投入を増加させる（国家財政の投入の重点）

⑥農村改革を深化させる（土地制度、農村金融、県郷財政管理等）

この第11次5カ年計画の社会主義新農村建設にかかる方針の内容は、①～③までは、2006年中央1号文件の基本方針の②～④までと全く同じである。したがって、これら社会主義新農村建設に関する二つの文書の方針を整理すると、次のようなことが言える。つまり、社会主義新農村建設がめざすものとして、政府が執ろうとしている基本的な方針を単純化してとりまとめると、以下のような3点に集約できる。

①農業総合生産能力の向上

②農民収入の持続的増加

③農村各種インフラ・社会事業の整備

（４）農業部と商務部の５カ年計画

国民経済・社会発展第 11 次 5 カ年計画綱要（2006 ～ 2010 年）を受けて、農業部においては全国農業農村経済発展第 11 次 5 カ年計画（2006 ～ 2010 年）を 2006 年 8 月 3 日に策定している。これは、国家計画としての国民経済・社会発展第 11 次 5 カ年計画綱要において、出された方針について具体化したものである。この全国農業農村経済発展第 11 次 5 カ年計画においては、発展の重点として次のことが掲げられている。

- ①食糧総合生産能力の向上させ、食糧産業の安定的発展を図る
- ②科学技術の刷新と応用を加速し、農業技術レベルの全面的向上を目指す
- ③農業構造の調整を推進し、農業産業化経営の発展を図る
- ④発展方式の転換を進め、資源節約型と環境有効型の農業を建設する
- ⑤疫病と病虫害の防除手段を強化し、農業災害対応能力を増強する
- ⑥農業標準化管理を強化し、農産物の品質と安全を向上させる
- ⑦農業の対外開放を拡大し、農業現代市場システムの整備を推進する
- ⑧農民増収の方途を開拓し、農民収入の持続的増加を促進する
- ⑨農村公共事業の発展を加速し、農村における民主政治の構築を図る

また、この全国農業農村経済発展第 11 次 5 カ年計画においては、主要な指標について 2010 年の目標を設けているので、表 2 にその主なものを整理した。このなかでは、特に約束指標として、食糧作物作付面積と食糧総合生産力の二つが上げられている。その他はすべて予期指標であるので、農業部の関与は約束指標に比べて低いものである。しかし、約束指標は農業部が関与して必ず目標を達成するべきものである。この二つの約束指標について言うと、食糧作物の作付面積が減少する中で食糧作物の生産量を増加させなければならないので、必然的に単収を向上させなくてはならないことになる。これまでの食糧生産の実績を見ると、食糧生産量が 5 億トンを超えている年が、1996 年、1998 年、1999 年と 3 カ年あるが、これらの年の食糧作物作付面積はいずれも 1.125 億 ha を超えている。最近では食糧作物の作付面積は生産構造調整により減少する傾向にあることから、今後の 5 年間においても食糧作付面積は減少させるというのが農業部の考えである。2010 年目標の 1.0333 億 ha の作付面積というのは、1996 年の食糧作付面積実績 1.125 億 ha の 92 %、2005 年の食糧作付面積実績 1.0428 億 ha の 99 %に相当する。つまり、作付面積が 1 %減少する中で、食糧生産量を 4.84 億トンから 5 億トンまで 3.3 %の増産を実現しなければならないのである。2005 年の食糧作物全体の単収は 4.641 トン/ha で、過去最高のレベルであった。1.0333 億 ha の作付面積で 5 億トンの食糧生産量を実現しようとする、単収は 4.839 トン/ha が必要となる。今後は、この過去最高レベルの単収 4.641 トン/ha をさらに 4 %以上上回る単収を実現しなければ、1.0333 億 ha の作付面積では 5 億トンの食糧生産量は確保できないことになる。従って、今後の食糧生産においては単収の向上が農業部としての最も重要な取り組みとなると言える。この 2010 年目標について、もっとも注目すべき点は畜産業の具体的指標、特に乳類生産量の増加である。乳類生産量は 2005 年実績で 2,865 万ト

ンを 2010 年には 4,200 万トンへと毎年平均 7.95 % 増加させるというのである。この乳類生産量というのは大部分が牛乳であることから、今後 5 年間で牛乳の生産量を約 1.5 倍に増やす、ということになる。これは驚異的な伸びである。また、肉類生産量について言うと、毎年平均伸率は 1.64 % と比率の数字では大きいものではないが、2005 年の肉類生産量 7,743 万トンを 2010 年には 8,400 万トンまで 5 年間で 657 万トン生産量に増加させるという。この絶対量はかなり規模の大きなものである。日本の年間の肉類生産量は約 300 万トンで同輸入量が 280 万トンなので年間需要量が約 580 万トンであるから、この増加分の 657 万トンは日本の年間需要量をさらに上回る規模のものであると言える。最近、中国ではトウモロコシの国際価格が上昇する中で、トウモロコシ輸出禁止措置（2006 年 3 月）により中国はトウモロコシの輸出国から輸入国に転換する可能性が注目されているが、これら乳類生産量と肉類生産量の増加傾向が、中国国内で飼料作物としてのトウモロコシの需要が拡大している主な原因の 1 つとなっていることが推測できる。

表2 全国農業農村経済発展第11次5カ年計画の2010年目標

区分	指 標	2005年 実績	2010年 目標	年平均伸率 (%)	指標の属性
農産物供給	食糧作物作付面積(億ha)	1.0428	1.0333	-0.18	約束指標
	食糧総合生産能力(億トン)	4.84	5	0.65	約束指標
	綿花生産量(万トン)	571	680	3.55	予期指標
	油量作物生産量(万トン)	3077	3200	0.78	予期指標
	糖量作物生産量(億トン)	0.9451	1.2	4.89	予期指標
	肉類生産量(万トン)	7743	8400	1.64	予期指標
	家禽卵生産量(万トン)	2879	3000	0.82	予期指標
	乳類生産量(万トン)	2865	4200	7.95	予期指標
	水産物生産量(万トン)	5106	6000	3.28	予期指標
経済構造	畜産・養殖業の農業総生産額に 占める比率(%)		50		予期指標
	農産物加工業と農業生産額の比	1 : 1	1.5 : 1		予期指標
	5年間における新規郷鎮企業就 業者数(万人)			[1250]	予期指標
	5年間における新規農民出稼ぎ 労働者数(万人)			[2500]	予期指標

注：[] 内の数字は5年間の合計値

中国商務部は 2006 年 8 月 25 日に「農産物輸出第 11 次 5 年発展計画（2006 ～ 2010 年）」を発表している。これによると、中国の農産物の競争力の分析と農産物輸出の 2010 年目

標については、次のように表記している。

競争力の分析

- ①中国の農業は 1 人当たり耕地面積は世界平均の 1/2 の 0.1ha であり、1 人当たり水資源も世界平均の 1/4 であるため、小麦、綿花、大豆などの土地集約型の農産物は優位性を持っていない。
- ②しかし、農業就業人口 3.25 億人のうち、1.29 億人が余剰人口であることもあり、労働集約型の農産物には比較優位性を有する。つまり、野菜、果物、畜産物、水産物についてはそのコストからしても価格競争力を持っている。
- ③特に、輸送距離の短いアジアの市場に対しては、野菜、果物、水産物、肉類等の高付加価値農産物が顕著な地域的優位性を有している。

2010 年目標

- ① 2010 年の農産物輸出額を 380 億ドルとし、毎年 of 平均増加率 7 % を目標とする。
(2005 年の農産物輸出額は 272 億ドル)
- ②園芸作物、水産物、畜産物等の優位性を有する農産物の品質安全レベルを向上させ、加工農産物の輸出比率を高めて、国際的競争力を有する輸出ブランド品を育成する。
- ③中国にとって日本は第 1 の農産物輸出市場で農産物輸出の 1/3 を占めているため、今後も日本への輸出を安定させるとともに継続的に輸出を拡大し、特に加工・調整品の輸出を拡大する。

2010 年目標の農産物輸出額を毎年 7 % 増加させるというのは、増加規模が大きいような印象があるが、2005 年の中国の農産物輸入額の伸率は 17.97 % で、このうち、野菜の伸率が 18.16 %、畜産物が 12.99 %、水産物が 13.39 % であること（中国農産物貿易発展報告 2006）からすると、農産物輸出額全体で 7 % の増加というのはそれほど高い目標設定ではないと言えるだろう。なお、この農産物輸出額の増加は、あくまでも輸出額のみ増加であり、農産物輸入額との差し引き後の純輸出額の増加を指しているのではない。農産物輸出入額の差し引き後で見ると、中国では輸入額が輸出額を上回っており、中国農産物貿易発展報告 2006 の統計では 2004 年は 46.06 億ドルの純輸入で、2005 年は 11.15 億ドルの純輸入となっている。

3. 新農村建設の目標と阻害要因

(1) 新農村建設が目指すもの

社会主義新農村建設とは、包括的な農業・農村対策の全体を表現しているものであるが、そのめざすものとして、政府が執ろうとしている基本的な方針を単純化してとりまとめると、以下のような3点に集約できる。

- ①農業総合生産能力の向上
- ②農民収入の持続的増加
- ③農村各種インフラ・社会事業の整備

このうち、①農業総合生産能力の向上とは、農業生産力全体の向上を言っているのであるが、農業総合生産能力という言い方は、一般的には食糧生産を指す場合が多い。2006年中央1号文件においても、「現代農業建設を推進し、社会主義新農村建設の産業的支柱を強化する」という基本方針の中で食糧生産の安定的な発展をめざすことが明記されている。同文件では、「国家食糧安全保障の確保が主張されており、国内で食糧の基本的自給を実現されるという方針は堅持されるべきである。」と記されている。ただし、食糧の基本的自給が自給率何%を指すかという具体的な数字は示されていない。そして、このために、「最も厳格な耕地保護制度を確実に実行し、基本農地を保護して、農民の土地請負経営権を保護しなければならない」とも述べられている。また、「重点食糧にかかる食糧最低買入価格政策を堅持・整備して、合理的な食糧価格水準の維持を図り、農業生産資材価格のコントロールを強化して、食糧生産農民の利益を保護する。食糧主産県に対する奨励政策の実施を継続し、中央財政の食糧主産県に対する奨励資金を増加させる。」とも記されており、食糧の基本的自給を実現するために、耕地の保護を強化するとともに、現行の食糧最低買入価格制度を堅持して、食糧生産奨励資金を増加させることを明らかにしている。

また、②農民収入の持続的増加については、農民増収の方途の開拓、出稼ぎ農民の合法的権利の保障、農業と農民に対する直接補助金支払い政策の適正化・安定化・強化、貧困支援開発活動の強化等を通じて取り組まれることが2006年中央1号文件に明記されている。ここで言う農民増収の方途の開拓とは、農業内での優位性ある農産物への転換と「一村一品」運動による農産物の高付加価値化と、農外収入の増加のための郷鎮企業等による第2・3次産業の奨励を指している。出稼ぎ農民の合法的権利の保障については、出稼ぎ農民の流動と都市での就職に関する差別的な規定や不合理な制限に対する整理と撤廃をさらに進めることや、最低賃金制度を厳格に実行して、賃金保障金制度を構築し、出稼ぎ農民の低賃金及び賃金未払い問題の解決を図ること等が述べられている。農業と農民に対する直接補助金支払い政策の適正化・安定化・強化では、農民に対して「三つの減免、三つの補助金」（農業税、牧業税、農業特産税の減免と食糧直接支払、優良種子、農機購入の補助金）の継続と強化を図ること等が述べられている。貧困支援開発活動の強化では、現地事情に応じた農村整備と貧困支援開発を推進して、貧困地区の生産生活条件の改善を図ること等

が明記されている。これらを簡単に要約すると、農民収入の増加については、農業収入は農産物の高付加価値化生産で、農外収入は郷鎮企業等への就職と出稼ぎで、その他の収入は補助金で、農民の収入全体を増加させるということである。

さらに、③農村各種インフラ・社会事業の整備については、農地水利、耕地の肥沃化、エコロジー農業の建設を促進することに加え、農村における人畜の飲料水不足を解決することや、バイオガス、茎のガス化、小水力発電、太陽光発電、風力発電等の清潔エネルギー技術の普及を促進することが述べられている。また、農村環境衛生を改善することや村落の安全建設に力を入れて、山津波、土石流等の災害を防止する対策を講じること、さらに農村における9年制義務教育の普及と定着化に努めることが記されている。この義務教育については、具体的に2006年には西部地域に対して農村義務教育段階における生徒にかかる必要雑費の全額免除を行い、そのうち貧困家庭の生徒については教科書の無料配布と寄宿舎生活費への補助を実施し、2007年には全国の農村でこの政策を実施することが明らかにされている。さらに、新型農民科学技術研修を引き続き実施して、農民の農業生産における技能を高め、科学的耕作を促進することや、新型農村合作医療制度の施行実施活動を促進して、2006年から中央と地方政府財政による大幅な補助水準の引き上げを行い、2008年には全国の農村において新型農村合作医療制度を基本的に普及させることも明記されている。これらの他に、県文化会館、図書館、郷鎮文化站、村文化室などの公共文化施設の建設を強化すること、農村社会の養老保険制度等の農村社会保障制度を構築すること、農民の科学重視意識を向上させ迷信排除と低俗陋習の克服により農村社会の文化的向上を図ること等が述べられている。

農村の各種インフラ・社会事業は多岐に涉っており、集約するのが難しいが、重点的に記述されているものを挙げると、インフラについては、農地水利、エコロジー農業、飲料水不足解決の3点、社会事業については、9年制義務教育の普及・定着、新型農村合作医療制度の整備、養老保険制度等の社会保障制度の構築、の3点という指摘が可能であると考ええる。

（2）郷鎮政府の財政問題

社会主義新農村建設とは、包括的な農業・農村対策の全体を表現しているものであるから、その実現に当たっては広範囲の取り組みが、必要となるのは当然のことである。従って、その実現をめざす中で、取り組みの阻害要因となるものも多岐に涉ることになる。つまり、農業・農村・農民にかかるすべての課題、つまり三農問題のすべての課題がそのまま新農村建設の取り組み上の課題となるということになる。そこで、これらの多岐に涉る課題を、その課題の性格を要因ごとに分けることにしてみたい。要因というのは、次の3つが考えられる。これらは、まず、①として、新農村建設を指導する政府及びその関連組織の持つ要因として「指導的要因」、②として、新農村建設の受益者でもあり主体でもある農民の自らの行動という意味での「自助的要因」、③としては、①と②の中間的な役割としての「経済的要因」、これらの3つである。そこで、①指導的要因、②自助的要因、③

経済的要因、これらの3つの要因のそれぞれの中で、新農村建設の推進にとって最も大きな阻害要素となる課題を想起してみると、次のようなことが指摘できる。

①指導的要因としては、基層政府の財政問題の深刻化している（土地収用問題を含む）ことが最も重要な課題であると考えられ、②自助的要因としては、農民合作組織化が低迷していることがもっとも重要な課題であり、③経済的要因としては、農村金融体制が未整備に近い状態に置かれていることが最も重要な課題であると考えられる。

次に、これら阻害要因として指摘した3つについて、なぜ最も重要な課題であるのかについて順次説明したい。

まずは、基層政府の財政問題である。基層政府という言い方は、現場にある政府という意味で最も下部に位置する政府は郷鎮政府であるので、狭い意味では郷鎮政府を指すが、一般的には県政府と郷鎮政府を指すことが多い。中華人民共和国成立以前には県政府の下には政府はなく、もともと県レベルがもっとも基層の政府であったことから、郷鎮政府の成立後も県政府以下の政府を基層政府と呼ぶ場合が多いようである。

ここでは、まず「農村土地問題の解決には財務、税制、金融体制の改革が必要」（中国農経信息ネット、2006年8月27日）という報告に沿って、ある郷鎮政府の財政状況を見てみたい。

◇ある鎮政府の場合（湖南省襄樊市に属する山間地の鎮）

農家戸数：4000戸

人口：18000人

耕地面積：3万ムー（2,000ha）

農業税収入：300万元（2004年の廃止により収入源喪失）

鎮政府債務額：308.4万元（2003年末時点）

うち義務教育関係債務額：117万元

村民委員会債務額：270万元（14ヵ村）

◇大きな郷鎮の場合

郷鎮政府の債務額が数千万元以上あり、村民委員会の債務額を合わせると、総債務額が1億元以上という郷鎮も珍しくない。

◇中央政府と基層政府の関係

中央政府は、政策は出しても、金を出さない。（交付金を出さない）

基層政府は、法律があっても、方法がない。（執行するにも予算がない）

◇郷鎮政府の整理・合併の促進

合併は進んでいるが、実際には人員整理と業務合理化が進んでおらず、郷鎮政府の行政の執行状態は悪化する一方である。

この報告から、この鎮では、農家の平均経営耕地面積は1戸あたり0.5haで、中国の農村としては平均規模であること、また、農業税収入が300万元ということは、この税は面積当たりで徴収するものなので、300万元を3万ムーで割ると、1ムー当たり100元（1ha

当たり 1,500 元) の農業税を徴収していたことがわかる。中国農村統計年鑑 2004 によると、2003 年の全国平均の 1 ムー当たりのコメの粗収益額が 514 元、同トウモロコシが 410 元であることから、この鎮における 1 ムー当たり 100 元という税額がどれほど大きな負担であったか想像できる。また、2003 年の全国平均の 1 ムー当たりの税金負担額はコメの場合で 28 元、トウモロコシの場合で 21 元であるから、この鎮では全国平均よりもかなり高いレベルの農業税を徴収していたということになる。これはおそらく、鎮政府の債務状況からやむなく執られた措置なのかも知れない。

この鎮政府の債務額 30.84 万元のうち 117 万元が義務教育関係債務額だと明記されているが、一般に郷鎮政府の債務額の中でもっとも大きな部分を占めるのが、この義務教育関係費用だといわれており、義務教育の実施が現場の政府の大きな負担になっている理由は、義務教育関係費用にかかる中央政府と省政府からの交付金がないため、現場の政府は自前で義務教育関係費用を捻出しなければならないからである。

農業税の廃止にともない、この鎮では農業税収入がなくなる。農業の他に産業がない郷鎮政府は、農業税収入に財政収入を頼っているため、これがなくなると政府が立ちゆかなくなる。このため中央政府は、農業税廃止にともなう財政収入の減少分については中央財政から交付金を支払う、ということをも明言している。しかしながら、現場での聞き取り調査によると、農業税廃止にともなう財政収入の減少分については全額が交付金によって補償されているわけではなく、概ね人件費等当分程度しか補償してもらえていないようである。事業費相当部分については、業務と人員の合理化による経費削減を求められているということである。つまり、中央政府は基層政府に対して、業務と人員を整理縮小して、事業費を捻出しろと言っているのである。このため、農業税廃止の意味は郷鎮政府の機構改革問題に変わりつつある。

また、県政府の財政状況については、2002 年末時点で、我が国の多くの県で数千万元から 1 億元を超える赤字額を計上している、と指摘されており（「農業税廃止が農村と基層政府に与える影響の研究」農村ネット、2005 年 9 月 3 日）、郷鎮政府と同様に機構改革を迫られている。

これらの基層政府の財政問題の背景の 1 つとして分税制の実施がある。¹「農村土地問題の解決には財務、税制、金融体制の改革が必要」（中国農経情報ネット、2006 年 8 月 27 日）によると、1994 年の分税制の実施により、中央と地方の税收比率が大きく変わったのである。例えば、現在は、関税は中央の税収入、農業税は地方の税収入、企業所得税は中央対地方 6:4 の比率で分別されるが、これらの税収入の合計額と財政支出の合計額について中央政府と地方政府との比率を表したのが表 3 である。

1993 年には中央政府と地方政府の収入割合は 22 対 78 と地方政府が圧倒的に多かったのが、1994 年の分税制の実施により同割合は 55.7 対 44.3 と関係が逆転して中央政府の割合が大きくなったのである。その後、やや調整されたが、2005 年は同割合が 52.3 対 47.7 とやはり中央政府の割合が大きくなったままである。これに対して、財政支出の方は中央政府と地方政府の割合はほぼ 3 対 7 の割合で大きな変化がない。むしろ、小さな変化として

は、2005 年の中央政府の割合は 1993 年や 1994 年に比べてやや小さくなっていることが指摘できる。つまり、1994 年の分税制で財政収入は中央政府の割合がそれまでは小さかったのが逆転して大きくなったが、財政支出でみると中央政府の割合は 1993 年よりもさらに小さくなっているということで、中央政府は収入が増えて支出が減ったのである。

表 3 中央と地方の政府財政の割合 (単位：%)

年	収 入		支 出	
	中央	地方	中央	地方
1993	22.0	78.0	28.3	71.7
1994	55.7	44.3	30.3	69.7
2005	52.3	47.7	25.9	74.1

資料：中国統計年鑑 2006

この分税制によって何が引き起こされたかについて、同報告では次のように記している。

- ①分税制により「中央が富むと、地方は貧しくなる」という状態におかれている地方政府は、それでも GDP の増長をめざして、インフラ投資や公共事業を増加させているので、赤字が膨張している。
- ②地方政府は赤字解消策として、地方債権は発行できないため、農地を農民から安価で取り上げて、高価で転用して、その差額収入で赤字を補填するということを行っている。
- ③農村の土地問題は、農業行政部門のみの取り組みで解決するような問題ではなく、地方政府の財務、税制、金融体制にかかわる行政部門が総合的な取り組みなくして解決は難しい。

つまり、地方政府が引き起こしている土地問題は地方政府の財政問題と関連があり、地方政府の財政問題には分税制の実施が大きく関わっているという主張である。いずれにしても、現在の中国の農村現場の政府が財政赤字問題を抱えていて、その解決に向けて全力で努力しなければならない状態に陥っていることは理解できる。このような現場の政府の状態でも、新農村建設を適正に指導して行かなければならないのである。最近、新農村建設の推進のためには農村総合改革が必要である、という言い方で農村における政府機構及びその他の社会システムの改革の必要性についての主張がよくなされるようになってきたが、これは、まさにこの基層政府の財政問題がその背景として大きくなっているためであるという指摘ができるだろう。

(3) 農民合作組織化の問題

2 つめの要因としての②自助的要因であるが、これは、中国の農業関係者の中で最近もっとも注目を集めている農民合作組織の動きである。これは後ほど改めて詳しく紹介することになるが、2006 年 10 月 31 日に「農民專業合作社法」が成立して、2007 年 7 月 1 日か

ら施行されることになっているため、今後は動きが活発になると思われるが、これまでのところは、農民合作組織は、組織数は増えたが質的にはまだまだ課題が多い、という状態であるといえる。つまり、これを支持する人が期待していたほどの役割を果たすようになってはいないし、また、この農民合作組織の発展が既得権益を脅かすことを恐れる人達が心配していたほどの力を持つようなものにはなっていないといえるだろう。農民合作組織の現状は以下のようなものである。

- ◇ 現在、全国の農民合作組織の組織数は 15 万、構成員農家数は 2,363 万戸で全国農家数の 9.8 %を占める。(農業部調べ、2006 年 7 月 6 日公表)
- ◇ 現在の農民合作組織のうち、34 %の組織が未登記のままで、24 %の組織が定款を持たず、61 %の組織は非農業者が責任者となっている。(「現段階の農民合作組織の基本状況」孔祥智『農業経済問題』2006 年第 1 期)
- ◇ 法律がないことから、社会的地位が明確でないため、登記も難しく、また優遇・助成措置も得られない。(「法律も政策もなく 15 万農民合作組織は隘路に至る」中国農経信息ネット 2006 年 8 月 23 日)

また、現在の農民合作組織の抱える問題点は次のようなことが指摘されている(「農村が直面する緊急解決すべき七大問題」中国農経信息ネット 2006 年 8 月 27 日)。

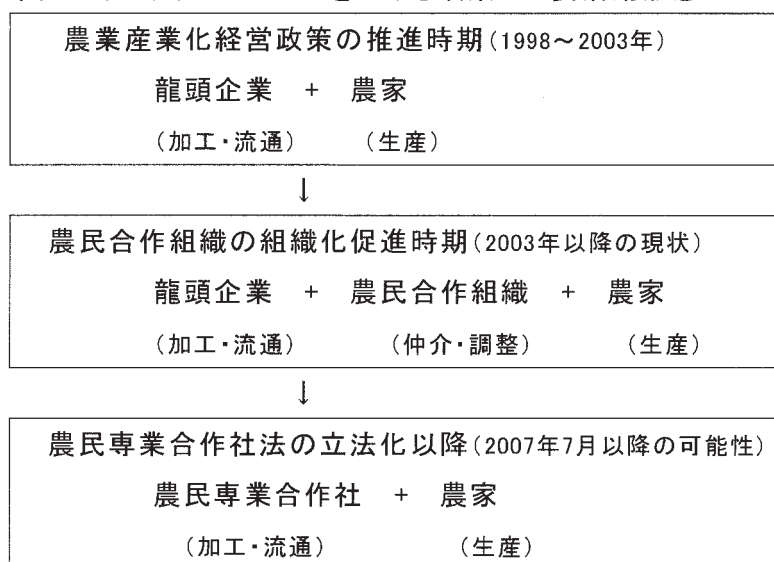
- ◇ 組織は多いが、おしなべて規模が小さい。
- ◇ 組織率が低く、参加している農家は少数である。
- ◇ 管理体制が不完全である。
- ◇ 改組を繰り返している組織が多く、安定的な活動ができていない。
- ◇ 農民に技術、情報、資金を提供する能力が低い。
- ◇ 生産物の加工及び販売における役割を果たせていない。

新農村建設の推進に当たっては、政府の指導もさることながら、直接の受益者である農民自らが行う自助的な活動が非常に重要であることは改めて述べるまでもないことである。農民の自助的活動の中で、農業生産・流通と密接な関係を有する農民合作組織の組織化とその活動は、今後の新農村建設の中で、重要な役割を果たす可能性があると考えられる。図 1 は、インテグレーションをめぐる政策と主要活動形態を概念図としたものである。まず、第 1 段階として「農業産業化経営政策の推進時期」を 1998 年から 2003 年の間としたのは、農業産業化経営の推進が農業政策の重点施策として取り上げられた 1998 年の中国共産党第 15 期 3 中全会から、農民合作組織の組織化の促進を含んだ農業社会化服务体系の整備が農業政策の重点と主張された同第 16 期 3 中全会までの 5 年間が、主に農業産業化経営政策の推進時期であったという判断も基づいているものである。また、第 2 段階として「農民合作組織の組織化促進時期」を 2003 年以降として、前述の第 16 期 3 中全会から「農民專業合作社法」の施行時期である 2007 年 7 月までの間としたのは、2007 年 7 月以降に促進されるのは、農民合作組織のうちの農民專業合作社の組織化が中心になると

考えられるためである。農民合作組織とは、任意団体である農民技術協会などの結集が比較的緩やかな組織なども含めた幅広い意味を持つ言い方であるが、農民專業合作社は特定の作物について協同化した経済活動を行う組織であり、2007 年 7 月以降は政策的な重点が農民合作組織から農民專業合作社に移行すると見るためである。ここでの第 3 段階の「農民合作組織の立法化以降」の概念図は、必ずしもこうならないかも知れないが、こういう可能性が秘められている、という意味である。現に、企業が 100 % 出資して組織化している農民專業合作社が多い現状では、農民專業合作社が流通・加工を担うようになるのは難しいと考えられる。しかし、浙江省では 2005 年 1 月から全国に先駆けて「浙江省農民專業合作社条例」を施行して、農民專業合作社の組織化を促進しており、このなかでは 1 企業の出資額が全体の 20 % を超えることを禁止しているため、生産者主体の組織運営の規範化が進んでおり、農民專業合作社が流通・加工を担うという傾向が現れている。事実、浙江省農業庁経営管理処の担当官は、生産・流通のインテグレーション化と農民収入増加という観点から、農業産業化経営の促進よりも農民專業合作社の組織化の方がより効果的・現実的であることを認めている（2006 年 9 月現地調査時インタビュー）。

しかしながら全国的に見ると、前述の部分で指摘されているように、現在の農民合作組織はまだ多くの課題を抱えており、新農村建設において重要な役割を担えるところまで成長していない、という段階にあると言えるだろう。この農民合作組織の問題点については、後段の「新農村建設をめぐる論争」のところでも、再度詳述したい。

図1 インテグレーションをめぐる政策と主要活動形態



(4) 農村金融の問題

中国の農村金融の現状について、「農村が直面する緊急解決すべき七大問題」（中国農経信息ネット、2006 年 8 月 27 日）は次のように述べている。

◇農民の借金は、約 8 割は親戚縁者か違法業者からのものである。

◇正規の農村金融機関（農村信用合作社）からの借金は全体の 20 % 程度しかない。

◇農民が農村信用合作社から 5,000 元以上の借金をすることは非常に困難である。

◇農村信用合作社の更なる改革試行の政策が必要である。

◇郵政貯蓄制度をさらに整備し、農村部での郵政貯蓄については農村部において資金活用ができるように検討すべきである。

また、「なぜ農村に高利貸がはびこるのか？」（温鉄軍『中国改革』2004 年 5 月 9 日）では、次のようにも述べられている。

◇農民が借りている民間貸付（個人または違法業者）のうち、高利貸（月利 1.5 分、年利 19.6 % 以上）が占める割合は 64 % である。

さらに、農民信用合作社の調達資金全体のうち農村部からの調達割合は 61 % であるのに対して、この調達資金全体のうち農村部で貸付金として使用される割合は 47 % に過ぎない、との指摘（「全面的な農村金融改革を推進」経済信息ネット、2002 年 5 月 3 日）もあり、農村信用合作社に対しては「農村から都市へ資金を汲み上げて流すためのポンプの役割を果たしているのみ」という批判もある。

これらの指摘から浮かび上がってくる中国の農民のための農村金融はかなり貧弱なものである。農民の借財の借入先のうち、全体の五割強を違法業者である高利貸しが占めているのである。親戚・知人から借金が約 3 割で、農民が借金できる唯一の正規な金融機関である農村信用合作社の占める割合は約 2 割に過ぎないのである。もともと、農村では親戚・知人や近所の人から借りる、というのが伝統的な借金の方法であるが、これでは金額にも限度がある。このため、農民が農村信用合作社から借りようとしても、担保等の実際の要件が厳しくて借りることができないので、やむなく高利貸しから借りる、というのが実情のようである。

農民が農村信用合作社から借金するときの担保は、5 名の近隣者が連帯保証人になる方法や村民委員会が保障する場合などもあるが、実際、もっとも一般的な担保は借りる額以上の貯蓄残高のある貯金通帳である。また、担保法で禁じられているはずの土地を担保として貸しているケースもある（以上、2005 ～ 2006 年現地調査時インタビュー結果）。

これらのことから、現在、農村信用合作社の改革が進められているが、改革の方向は農村商業銀行か、農村合作銀行への組織再編であり、この組織再編における最も中心的課題は不良債権の処理にあるようで、社会主義新農村建設のための農村金融の再構築については農村信用合作社の持つ不良債権問題が解決しないことにはその道筋が見えてこない、というのが実情のようである。

4. 新農村建設をめぐる論争

（1）論争が意味するもの

「韓国の新農村運動 — 神話か誤解か？」（中国農経信息ネット、2006 年 8 月 2 日）に、社会主義新農村建設の推進モデルをめぐって行われたある論争が紹介されている。この論

争の一方は中国人民大学農業農村発展学院院長の温鉄軍氏で、もう一方は、実は1人ではないのであるが、ここでは中心人物である社会科学院農村発展研究所研究員の党国英氏に代表を務めてもらうことにする。双方の主張を簡単にまとめると次のようなことになる。

まず、温鉄軍氏の主張は以下の通りである。

◇中国の新農村建設においては、日本・韓国で有効であった「政府助成+総合農協」方式を欧米モデルの「農場主+企業」方式に換えて採用すべきであり、農民による合作組織を許可することにより、農民が市場参入でき、合作組織に免税措置をとることができれば、化学農業も放棄され、生態農業の回復と農村文化建設の強化が可能になる。こうなれば、出稼ぎ農民が都市のスラムを目指すことはなくなる。(温鉄軍)

これに対して、党国英氏の主張は次の通りである。

◇農村人口の減少こそが、農村と都市間との格差の縮小を実現可能にする。韓国は都市への人口移転を促進することにより、農村生活を改善することができた。また韓国では土地私有制は農民の土地流失にはつながらず、却って農業経済効率の向上を実現した。都市化が農村人口を減少させ、農村の人口当たりの収入増加につながる。これらにより、農民の財産権、農民の自由転居権、農民が都市住民と平等に公共的サービスの享受する権利を保障することができる。

社会主義新農村建設の推進に当たって、温鉄軍氏は日本・韓国の総合農協型の農民合作組織の組織化をモデルとするべきだ、という主張をしているのに対して、党国英氏は韓国の農村から都市への人口移転こそ、モデルとするべきであると主張しているのである。

なぜ、双方からこういう主張が出てきて論争に発展したのかを理解するために、論争点を整理して表に作ってみた(表4)。この表は論者の用いている表現そのままではなく、筆者の解釈によって調整して再構成したものであるが、この表に即して見ると、この論争の意味が理解し易いのではないかと思う。

表4 新農村建設モデルをめぐる論争点の整理表

論者	温鉄軍(中国人民大学教授)	党国英(社会科学院研究員)
基本姿勢	小農の自力更生	小農解体と経営規模拡大
土地制度	集団所有制を堅持	私有制を検討
産業化経営	政府助成 + 農民合作組織	龍頭企業 + 農民合作組織 + 農民
農民合作組織	総合農協型組織化を促進	産業化経営の補完的役割
都市化促進	反対(スラム化を促すのみ)	農村からの人口移転を促進
新農村建設モデル	日本・韓国の総合農協	韓国の都市化推進
上位目標	市場経済と小農経営との共生	市場経済に適応した担い手の育成
政府方針との距離	大	小

資料:「韓国の新農村運動 — 神話か誤解か?」(中国農経信息ネット、2006年8月2日)

温鉄軍氏は中国の農業においては小農経営が中心になることは避けられないと見ている

のに対して、党国英氏は小農経営からの脱却をめざしている、とっていいかと考えられる。この立場の違いから、各論点についての主張が全く異なってくるのである。基本的な姿勢において、温鉄軍氏は小農の自力更生を主張するのに対して、党国英氏は小農を解体して大規模経営化に持って行くべきだと主張している。土地制度に関しては、温鉄軍氏が小農経営を前提に現在の集団所有制を堅持すべきだと主張しているのに対して、党国英氏は土地の私有制への転換によって農民の土地への権利保障の度合いを高めることが土地の集積につながり、規模拡大化が可能になると主張している。この党国英氏の主張は、後述する政府が提案している物権法草案の考え方と基本的に同じである。次に産業化経営についてであるが、これは生産と流通・加工のインテグレーション化経営を表現しているもので、この産業化経営に関しては、温鉄軍氏は農民合作組織が中心となって産業化経営を推進するべきという考え方で、農民合作組織に政府が助成することにより、生産から流通・加工までのインテグレーションを中心に構想しているのに対して、党国英氏は従来から政府が指導してきた企業と農民が契約栽培を行うという方式の産業化経営にプラスして農民合作組織に企業と農民の間の調整・仲介機能を果たさせよう、という考え方である。この党国英氏の考え方は政府の現在の方針に沿ったもので、従来から政府が指導してきた企業と農民が契約栽培を行うという方式の産業化経営が、企業と農民の双方からの契約不履行という事態がしばしば発生することへの対策として農民合作組織に両者の斡旋の役割を発揮させようというものである。農民合作組織のあり方としては、温鉄軍氏は小農経営を前提としているので、総合農協型農民合作組織の組織化を主張しているのに対して、党国英氏は農民合作組織の役割は産業化経営の補完的役割を果たすべきことを主張している。つまり、ここでの双方の主張の違いを別の言葉で表現すると、温鉄軍氏は小農の自立のために金融事業も含めた農民合作組織の活動を認めるべきだと主張しているのに対して、党国英氏は農民合作組織の役割は企業と農民が行う契約栽培の調整・仲介のみでいい、と主張しているのである。この点は、後述する農民專業合作社法の成立と関連しており、今後の中国農業の行方を考えるときに非常に示唆的な論点であるといえる。都市化推進については、温鉄軍氏は都市でのスラム化の促進につながる農村から都市への人口移転には反対すると主張しているのに対して、党国英氏は農村から都市への人口移転の促進こそが農村の生活レベルの向上と農業生産の規模拡大化を実現する有効な方途であると主張している。このことから、2人の新農村建設モデルに対する考え方もまったく違っており、温鉄軍氏は、日本と韓国の総合農協が中国の新農村建設におけるモデルになり得ると主張しているのに対して、党国英氏は過去に韓国で促進された農村から都市への人口移転こそが、中国の新農村建設のモデルになり得ると主張している。この双方の主張が上位目標としてめざすものを総括的に表現すると、温鉄軍氏のめざすものは「市場経済と小農経営の共生」ということになり、党国英氏のめざすものは「市場経済に適応した担い手の育成」ということになるのではないかと考えられる。表の最後に記しておいたように、現在の政府の方針からすると、温鉄軍氏の主張はその距離が大きく、党国英氏の主張はその距離が小さい。つまり、この論争にはすでに決着がついていると言える。党国英氏の主張はほぼ政府の方

針と同じであるのに対して、温鉄軍氏の主張は政府の方針とは違った方向をめざしている、ということである。

(2) 小農経営と総合農協型農民合作組織

温鉄軍氏と党国英氏の論争はすでに決着がついていると言ったが、それでは政府の方針とは違う温鉄軍氏の主張は非現実的なものだと言えるだろうか。「中国の農家の規模拡大という考えは蜃気楼（幻想）を見ているのに過ぎない」と主張して、小農経営を重視する温鉄軍氏は非近代主義的な小農主義者なのであろうか。そうではないと思われる。むしろ温鉄軍氏は中国の現実を見据えた現実主義者であると言えるのではないか。小農経営を前提とした総合農協型農民合作組織の組織化促進が現在の中国の農村で現実的な意味を持つということを理解するために、まず、2005 年 12 月に北京の中国人民大学で開催された「日中韓 3 国農政協力会議」での議論を紹介したい。

日中韓 3 国農政協力会議（2005 年 12 月 11 日、於中国人民大学）での意見

◇日本（経済産業研究所上席研究員・山下一仁氏）

旧農業基本法のもとで農家の所得は兼業化によって向上したが、規模拡大は進まなかった。農工間格差がなくなったのはプラス面であるが、マイナス面として農業の副業化という現象が生じた。今でも、兼業農家の所得は高いが、専業農家の所得は低いので、所得補助が必要である。

◇韓国（韓国農村経済研究院研究員・金泰坤氏）

韓国では専業農家の比率が高く、また日本のように兼業化システムが上手く作用しなかったので、農工間の格差が広がりつつある。韓国も中国と同様に今、三農問題で苦しんでいるが、韓国からすると、日本は三農問題のうち、農業を除く農村と農民の問題は解決できていると見える。中国は、韓国の来た道を歩むのか、日本の来た道を歩むのか、興味深い。

◇中国（中国人民大学農業農村発展学院副教授・曾寅初氏）

日本の 1960 年代、韓国の 1970 年代が、今の中国と同じぐらいの発展レベルだと考えられる。2 つの国の経験は今の中国には役に立つが、開発方法がまったく同じということにはならないだろう。3 国ともに共通するのは、農家の経営規模が小さいことであるが、特に中国において農家の経営規模拡大については悲観的にならざるを得ない。

これら 3 名の方はそれぞれ自国のことを別の観点から別々に述べていているようではあるが、これらの内容から 1 つだけ浮かび上がってくる共通事項がある。それはつまり、「東アジアの伝統的な農業地域では、農家の経営規模の拡大化は困難である」という 1 点である。この点の認識にこそ、温鉄軍氏の主張の前提があるといっていいいであろうし、また同氏の現実主義的側面の立脚点があるといっていいいだろう。要するに温鉄軍氏は、中国でも

規模拡大化は困難である、という前提から小農経営を重視せざるを得ないと主張しているのである。この温鉄軍氏の現実主義的側面を持つ主張について、その要点を前提から結論まで雑ばくに追ってみると、以下のようになる。

◇日本も韓国も経営規模拡大は実際には実現できなかった。

◇中国でも経営規模拡大は困難であり、大部分の農家は小農経営を強いられる。

◇専業農家は所得格差が大きいので支援が必要である。

◇農家の所得向上には兼業化が効果的である。

◇中国でも経営規模拡大が不可能ならば、小農の自力更生が不可欠となる。

◇小農経営は非農業収入なくしては持続的に生産ができない。

◇小農経営と兼業化を両立させ、且つ生産を発展させるためには総合農協が有効である。

◇つまり、小農の自力更生のためには、総合農協の導入が必要である。

ここでいう総合農協というのは、日本の JA のような信用事業も含めてすべての農産物の品目を対象に活動している協同組織を言うものである。温鉄軍氏は、圧倒的多数の農家が小農経営を強いられていて農村金融体制の貧弱な現在の中国においては、この総合農協のシステムが非常に有効であると考えているのである。現在の日本においては、総合農協のあり方について賛否両論があって、総合農協は歴史的な使命を終えたという見方もあるが、現在も 13 億人の人口のうち農村人口が 7.5 億人（中国統計年鑑 2006）で 58 % を占める中国では、農村における農業組織化が持つ意味は現在の日本とはかなり違っていると言えるだろう。

（3）物権法草案と農村土地問題

2006 年 10 月 31 日に全人代常務委員会で「農民專業合作社法」が採択され、2007 年 7 月 1 日から施行されることになったが、この「農民專業合作社法」よりも以前から検討され続けてきているもう 1 つの重要な法律案がある。それは「物権法草案」である。

この「物権法草案」というのはどういうものか、「農民の土地権利保障に向け歩み出すべき」（中国農経信息ネット、2006 年 9 月 5 日）による解説を紹介したい。

◇最近の経緯

物権法草案は 2006 年 8 月 23 日の第 10 期全人代常務委員会第 23 回物権法草案分組審議が開かれ、第 5 次審議案の検討が行われた。

◇草案の考え方

用益物権のなかで農村の土地請負経営権の性格を明確化して、都市の土地使用権とともに不動産物権として、統一した不動産権利登記制度を規定する。

◇草案の背景

現行法では、農村の土地集団所有制度における集団と農民との間の権利関係が曖昧で、村民委員会及び村民小組は農民全体が平等な身分で参加する集団経済実体とはい

えず、土地所有権の主体としては不適當である。

また、農民の土地請負権に関して明確に物権を定めたものがなく、土地収用制度は農民に対して不公平なものとなっている。

◇草案のめざすもの

- ①農民の土地への権利を強化し、現行 30 年間の土地請負期間終了後は永久的な土地物権を明確化し、永久的な占有権、使用権を認める。
- ②農民の土地請負期間 30 年の期間内において土地の抵当権を賦与する。
- ③土地転用時における被転用者に対する公平で合理的な補償基準を定める。

この「物権法草案」は、簡単に言うと、物権という考え方を導入することにより、農地の所有制について集団所有制のままにしておきながら、農地を売買できるようにし、銀行の担保にもできるようにするというもので、実質的に農地に対する権利を私有制と同じ程度にする、という法律案である。この法律案が当初の意図通り実施されると、土地の制度としてはあくまでも現行の家族請負制を維持するのであるが、事実上は農地の私有が認められるのにほぼ等しくなる。つまり、事実上の土地私有制に道を開くものとなる。これは社会主義国家を標榜（中国憲法第 1 条）する中国としての大変革となるとも言い得る。したがって、当然ながらこの草案については議論に時間がかかっており、今後においても議論が収束するまでにはかなりの時間を要することになると見られている。ちなみに、この物権法草案は、2002 年 12 月に全国人民代表大会常務委員会で第 1 回目の検討が行われている。このときの物権草案は、中国社会科学院が作った草案と中国人民大学が作った草案との二つの案を全国人民代表大会法制工作委员会が一本化して第 1 回審議用の物権法草案を作成したものである（「中国物権法の軌跡」法制早報 2005 年 7 月 2 日）。

また、最近（10 月 29 日）にこの物権法草案についての 6 度目の審議が開かれたのであるが、この結果について中国農経信息ネットは「第 10 期全人代常務委員会審議」（2006 年 10 月 27 日）という記事で次のように伝えている。

◇第 10 期全人代常務委員会第 24 回会議が 10 月 29 日に開催され、物権法草案の審議（第 6 次）が行われた。

◇これまで 5 回の会議を経ており、重要問題における共通認識を得て法案の修正を行ってきているところ、すでに議論は成熟してきていると言える。（呉邦国委員長発言）

◇第 6 次審議法草案（第 6 次審議用の法草案）では、第 5 次審議法草案にあった「土地請負権に関して一定条件下では土地請負権を抵当にできる」という規定を削除している。（この部分に関しては、第 3 次審議法草案では「耕地及び宅地の使用権は抵当にできない」（案 206 条）という規定があったが、これには反対意見が多く、第 4 次審議法草案では「土地請負権人が安定した収入源を持っている場合、請負委任側の同意を経て、土地請負権を抵当にできる」（案 135 条）に変更されていた。）

呉邦国委員長は物権法草案に関する議論は成熟してきたと発言したそうであるが、これ

までの審議でのやり取りを読む限りは、回数を重ねている割には議論が進んでいない印象を受ける。議論の内容が土地所有制という国家の根幹に関係することであるため、慎重に議論が展開されるのも当然であると思われる。

そこで、物権法草案がめざす生産規模の拡大化について、これまでの動向はどうであったのかについて見てみたい。2003 年 3 月から「農村土地請負法」の施行により農地の使用権の移転が可能になったので、政府としては農地の使用権の移転促進により、農家生産規模の拡大化をめざしてきたのである。農地の使用権というのは耕作権、或いは小作権といった方がわかり易いかも知れない。つまり、農地の耕作委託や賃貸しのことを使用権の移転と呼んでいるものである。「農村土地請負法」によって使用権は移転できるようになったが、請負地そのものを売買することは禁止されている。

では、「農村土地請負法」施行の 2003 年以降、農地の使用権の移転が進んで、農家の生産規模は拡大されたのか。これが俄にはわからない。中国統計年鑑や中国農業年鑑では耕地面積のデータはあっても、このうち使用権移転の農地がどれだけあるかは不明である。しかしながら、これらのデータからも、最近では農家の平均経営規模が縮小する傾向が顕在化している、ということは指摘できる。これは、耕地面積が減少する傾向にあるからである。農村戸数 1 戸当たりの耕地面積は、1996 年の 55.5a から 2004 年の 48.5a へと、8 年間で 17 % 減少している。これを農村就業者数 1 人当たりの耕地面積で見ると、1996 年の 40.3a から 2004 年の 40.0a へと 8 年間ほぼ同じレベルであると言える。農村戸数の減少は耕地面積の減少よりも緩やかであるが、農村就業者数の減少はほぼ耕地面積の減少の速度に見合っているということである。言い換えれば、耕地面積が減少した分だけ、農村の働き手は都市に出て行った、ということでもある。

ただ、いずれにしても農家の生産規模拡大化が進んでいるとは言い難い状態にあることは想像できる。2004 年中央一号文件が発出されて以来、農業税の廃止や食糧生産直接補助金支払いなどの農家への支援策に力が入れてきたが、これらの措置はすべて耕作地の面積当たりに裨益するものである。例えば、農業税はム一当たりの期待できる粗収益額に対して一定の比率を税金として納めていたものであるし、補助金の直接支払いはム一当たり一定の金額が補助金として支払われるものである。したがって、農家の土地に対する意識は、以前の食糧作物の価格が低迷して生産意欲を失っているときとは打って変わって、土地に対する占有意欲が高まっている。これまではあまり重視されていなかった請負地の境界線の確定が農家間で大問題になるようになり、黒龍江省などでは農家間の請負地の境界線をめぐる紛争が殺人事件にまで発生したケースがあるという。つまり、農業税の廃止と直接補助金の支払いは、農家に対する土地への執着をさらに強める作用を果たしており、農家の土地は相続時に細分化する可能性はあっても、流動化がどんどん進むという状態にはないと考えられる。進んできたのは農地の流動化ではなく、この 8 年間毎年平均 100 万 ha という耕地の農外目的への転用である。

農地の使用権の流動の状況については、ある現地調査報告が非常に参考になる。これは、食糧主産区である重慶市渝北区の農村部で実施された農地の使用権の移転に関する調査の

結果である。その概要は以下の通りである。

◇重慶市渝北区の例（中国農経信息ネット 2006 年 10 月 26 日）

耕地面積 660 万 ha のうち、87 万 ha（13 %）が使用権を移転
（内訳）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ①請負委託（親戚・知人への耕作委託） | : 26.1 万 ha（30.0 %） |
| ②請負返還（請負地の返納） | : 0.3 万 ha（0.3 %） |
| ③貸出（賃貸契約の取り交わし） | : 38.9 万 ha（44.7 %） |
| ④換地（換地契約の取り交わし） | : 21.8 万 ha（25.0 %） |

この調査の結果から言えることは、食糧主産区においては耕地全体の 13 % 程度しか使用権の移転は行われていない、ということであり、使用権の移転の中でもっとも多いのが、賃貸契約の取り交わしによる貸出で、その次が親戚・知人への耕作委託で、この二つを合わせると使用権移転土地の約 3/4 を占める。その他に換地契約の取り交わしによる換地が使用権移転土地の 1/4 を占めているが、請負地の返納は 0.3 % を占めるのみでほとんどないという状態だといえる。なお換地については、換地することにより土地が集中して管理がし易くなるので生産性は高まるとは言えるが、1 戸当たりの平均規模の拡大化には直接には結びつかない。つまり、少なくともこの調査結果を見る限りは、農家の経営規模の拡大化については、「農村土地請負法」が施行されて使用権の移転が可能となったが、施行後 3 年を経ても食糧主産区においてはあまり進展していないという状態だと言っていいだろう。

（4）農民專業合作法の成立と課題

農民專業合作社法が 2006 年 10 月 31 日に成立し、2007 年 7 月 1 日に施行されることとなったが、この法律は、前述したように社会主義新農村建設の推進の中において重要な意味を持つものであるが、このことは農業生産・流通の分野のみにとどまらず、農村のあり方にも関わる方面においても重要な意味を持っている。つまり、農民合作組織の農村の自治に対する影響力ということである。

このことについて、「農民組織化と村民自治の関係についての考察」（中国農経信息ネット、2006 年 9 月 3 日）では以下のように述べている。

◇本来、経済組織である村民委員会（農村集団経済組織）は、村の集団经济管理の機能と末端の政府代理機構としての役割とを合わせもっているが、郷鎮政府の行政干渉のもとで農村の自治的機能を喪失しているところもある。

◇現在の農村では、かつての宗族による組織化・共同体化の力量、地縁・血縁による共同体の能力が非常に低下、或いは喪失されており、これらを補うものとして、利益共同体としての農民組織化の強化が必要となっている。

◇農民合作組織による農民組織化は、農村の集団意識を高め、農村の集団経済を発展させて、村民自治の基礎を固めることになり、農村自治の促進につながる。

現在、中国の農村では村民委員会の主任を選挙で選出するようになっている。村民委員会は村の集団所有している財産を管理する組織であるから、村民委員会の責任者である主任を民主的な選挙によって選出するというのは農村自治の基礎となっている。ただ、この選挙がきちんと実施されていない農村もかなりあるようで、農村自治にはまだまだ課題が多いとの指摘もある。ここでは例示として、南京大学新農村調査組の調査結果を記しておく。

◇陝西、山西、山東、河南、広東の各省の農村において 900 人の農民から聞き取り調査を実施した結果、農村幹部選出の選挙について、正式な選挙が行われていると答えた人は 56.7 %、まったく選挙に参加したことがないと答えた人が 34.1 %であった。（「新農村はどれくらい遠いか？」南京大学新農村調査組、中国農経信息ネット 2006 年 9 月 5 日）

では、ここで第 10 期全人代常務委員会第 24 次会议（2006 年 10 月 31 日）で採決され、2007 年 7 月 1 日から施行される農民專業合作社法という法律がどのようなものであるか、その概要を見てみたい。

この法律は 9 章 61 条からなり、注目すべき点は以下の通り。

◇農業と農村經濟の發展を促進することを目的として、農民專業合作社の組織と行動の規範化と組織及びその構成員の權利の保護を推進するために制定されたものである。

（第 1 条）

◇農民專業合作社とは、家族請負經營を基礎に、同類農産物の生産者、同類農業生産經營服務の提供者と利用者が、自由意志に基づき民主的管理のもとで互助的經濟活動を行う組織とされ、その服務対象は、生産資材の購買、農産物の販売、加工、運輸、貯蔵及び生産經營関連技術、情報等とされている（第 2 条）が、金融事業は含まれていない。

◇農民專業合作社は構成員が 5 名以上で、農民が構成員総数の 80/100 以上占めていなければならない。（第 10、15 条、）

◇農民專業合作社の登記は、工商行政管理部门で行い（第 13 条）、登記後には企業とほぼ同等の法人格が認められる。

◇構成員総数が 20 人以下の場合は 1 つの企業、事業機関或いは社会团体が構成員となることができる。構成員総数が 20 人以上の場合は、企業、事業機関或いは社会团体の構成員は構成員総数の 5/100 を超えてはならない。（第 15 条）

◇同組織は 1 人 1 票制を実行し、各構成員は 1 票の基本議決権を有する。出資額或いは販売額の大きい構成員には付加議決権を認めるが、これは基本議決権総数の 20/100 を超えてはならない。（第 17 条）

また、この農民專業合作社法の成立に先駆けて 2005 年 1 月 1 日から施行されている浙

表5 農民專業合作社法草案をめぐる論点

事 項	意 見
法律名称	專業に限定すべきではない。合作社ではなく合作經濟組織とすべき。 企業も参加しているので、農民ではなく農業とすべき。
指導・監督機関	農業部門に限定すべき。供銷合作社の役割も大きいので加えるべき。
連合組織	連合会組織については定款によるべきで、法律で言及すべきでない。
財務管理と配当	土地經營權による出資を認めるべき。 剰余金の配当充当比率を明記すべきではない。
政策的支援	農村金融機関の支援を明記すべき。 法人所得税等の優遇・免除を明確にすべき。
農業保険の配備	農業災害が多い我が国では、国が農業保険をもって合作社を支援すべき。
違法行為	管理者が農民利益を損なった場合や違法行為に対する罰則を明記すべき。
議決権等	付加議決権に20/100以下という制限を設けるべきでない。 非農民の裨益も考え、農民の構成員比率を60/100から40/100以下にすべき。
施行時期	今年中には第4次審議を終えて、来年初頭には施行すべき。

資料：「第10期全人大常務委員会第23回農民專業合作社法草案分組審議發言要旨」全人大ネット 2006年8月28日

江省の農民專業合作社条例とこの法律を比較してみたいが、その前に浙江省農民專業合作社条例を簡単に紹介しておきたい。

浙江省農民專業合作社条例の特徴

- ◇ 2004年11月11日浙江省人民代表大会常務委員会にて成立
- ◇ 組織の性格を家庭請負制度を前提として農産物の生産經營者の自主的・協同的な經濟活動を行うものと規定
- ◇ 農民專業合作社が法人資格を持ち、民事責任を担えることを明確化
- ◇ 各級政府が資金、税収、用地、光熱水道、交通等の面で支援措置を取ることを奨励
- ◇ 農民專業合作社については、県級以上の政府の農業部門が指導を所管することと、登記は県級以上の政府の工商部門で行うことを明確化

農民專業合作社法と浙江省農民專業合作社条例との相違点は次のように指摘できる。

- ◇ 浙江省の条例が出資金について、各構成員が出資を行わなければならないことと、生産に従事する構成員の出資額が出資総額の半分以上を超えなければならないことを定めているのに対して、本法では、出資金についての要件を定めていない。（なお、浙江省の条例では出資金について、貨幣以外の実物、技術、土地請負經營權等による出資も

認めている。)

- ◇浙江省の条例では県級政府以上の農業行政部門が指導の責任を負うことを明記しているが、本法では、県級以上の人民政府が農業行政部門及びその他の部門と関係機関を組織して、指導と支持及び服務に当たることとしている。(第9条)
- ◇登記について、浙江省の条例では県級以上の工商管理部門に行うことになっているが、本法では単に工商行政管理部门で行うこととなっている。(第13条)
- ◇法草案では、浙江省の条例にはなかった構成員の退出時の規定と財産分与の方法が明記されている。(第21条)

なお、農民專業合作社法草案をめぐる議論については、「第10期全人代常務委員会第23回農民專業合作社法草案分組審議發言要旨」(全人代ネット、2006年8月28日)が詳しく報じているので、その論点の概要を表にとりまとめた(表5)。

これらの議論の中でもっとも注目すべき点を整理すると次のようになる。

- ◇総合農協を推す意見もあったが、少数派であった。
- ◇活動の主体は農民という前提ではあったが、企業、供銷合作社の果たす役割について強調する意見が多く存在した。
- ◇連合組織に対する否定的な意見が存在した。
- ◇出資の要件に関する議論が非常に少数であった。
- ◇剰余金の配当金充当比率にかかる議論が活発で、明記を否定する意見が多数であった。
- ◇政策的支援にかかる議論が活発で、政府・金融機関の支援を求める意見が多数であった。
- ◇合作社への農業保険による支援の意見がいくつかあり、農民合作組織と農業保険を一本化して考える視点が存在した。
- ◇立法化の議論が長引いていることを懸念する意見が存在した。

最後に、この新たに成立した農民專業合作社法に対しては、批判的な意見もあるので、ここではその代表的な意見を探り上げてみたい。以下は、李昌平氏の「農民專業經濟合作組織法を読んで泣きたくなった」(中国農經信息ネット 2006年11月8日)という論文の概要である。

- ◇1986年以降、中国の農民収入は、出稼ぎ収入の増加が農業収入の減少部分を補完するようになり、中国の小農経営は、この出稼ぎ収入に支えられてきた。これら小農と1.7億人の出稼ぎ農民は、自分たちの生存権を保障してくれる「合作法」をずっと待ち続けていた。そして、この法律が出てくるまで20年もかかったのである。
- ◇これまで成功した農民合作組織は、2種類しかない。1つは、土地合作を中心とした社区合作社で大寨村の例があり、もう1つは、金融合作を中心として総合農協で台湾農会の例がある。しかし、土地合作については2003年に施行された「土地請負法」により30年間請負権を保障したことにより土地合作は難しくなった。また、金融合

作については、今回の「農民專業合作法」により農民が金融合作を行う権利が奪われた。この法律の成立は、農民合作の成功を許さない、という判決を下したのに等しい。

◇農民專業合作社法が農民に金融合作の権利を与えなかったのは、金融部門の同意が得られなかったためであり、金融部門が同意しなかったのは、国の金融安全の維持という理由からである。その説明として、1990年代の農村合作基金会が数百億元の不良債権を生じさせた失敗を挙げている。しかし、農村合作基金会の主体は農民ではなく、県郷政府であった。同基金会の不良債権は農民が生じさせたものではなく、県郷政府の財政赤字を同基金会に転化させたことによって生じたものである。

◇この十数年間で、農村信用合作社の不良債権額は数千億元になり、国有商業銀行の不良債権額は数兆元に達して、現在、国がその処理に乗り出しているのであるが、なぜ不良債権額が数百億元の基金会が許されず、農村信用合作社や国有商業銀行が許されるのか。一部の全人代の代表によって、人口の70%を占める農民の金融合作の権利を否定してしまうことは、全人代の権威にかかわる行為で、全人代の代表性を損なうものである。

◇2006年中央1号文件には、「自然人、企業法人あるいは社団法人が少額借款の組織を起こすことを育成し、関係部門による管理方法の制定を促進する。農家が資金相互補助組織を作り発展させるように指導する。」と明記されている。全国の基層政府の中には、この2006年中央1号文件に基づいて、農民の資金互助による金融合作を中心とした経済組織の組織化を指導しているところもある。しかし、この「合作法」の出現により、これらの金融合作組織は違法な組織となってしまうのである。これは「切り捨て御免」ではないか。

なお、農民專業合作社法が2007年7月から施行されることから、現在の土地単位毎に一律に農家に対して支払われている食糧生産にかかる直接支払補助金は土地使用権流動化の阻害要因ともなっていることもあり、補助金の支払い対象を一定の要件をそなえた食糧生産合作社に変更する等、食糧生産にかかる補助金の支払い方と農民專業合作社への支援を連携させるべきである、という指摘もしておきたい。

5. まとめと社会主義新農村建設にかかる個人的考え方

(1) 全体のまとめ

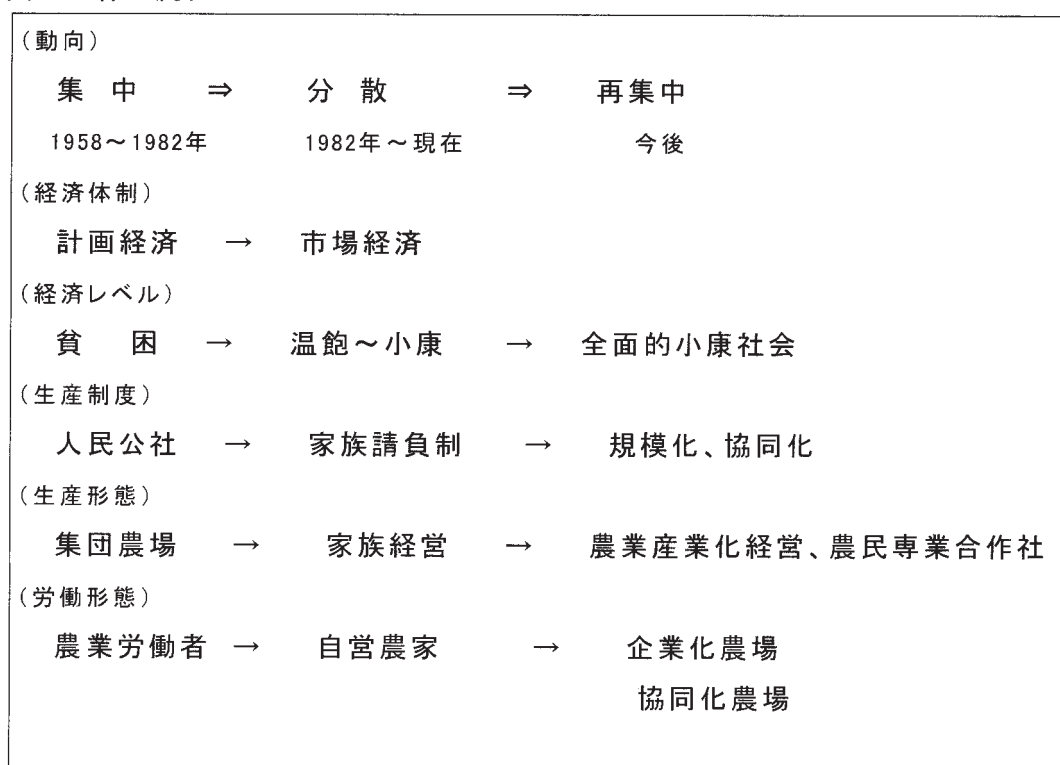
全体のまとめとして、中国農業に関する動向について単純化して図にすると、図2のようになに整理することができる。この図の中で下線がついているのは、可能性として考えられるものであって、必ずしも確定しているものではないことを表している。

全体の動向としては、「集中」から「分散」に移行した後、現在はこの「分散」から新たな「再集中」に向かう段階にさしかかっている、と言えるだろう。「集中」とは人民公社の時代の集団化した生産様式を呼んでいるもので、1958年12月の党第8期6中全会の「人民公社の諸問題に関する決議」の採択により人民公社化が決定されたのち、1982年11

月の全国人民代表大会第 5 期第 5 回会議において人民公社解体が決定されるまでの間を「集中」と呼んだのである。そして、この「集中」に対して、1982 年以降、本格的に推進された家族請負制を「分散」と呼んでいるのである。現在の「再集中」は、以前の人民公社時代の「集中」とは当然ながらまったく異質ものである。それは、経済体制がすでに「計画経済」から「市場経済」に移行してしまっているからである。したがって、新たな「再集中」は人民公社の再来ではなく、市場経済下における規模拡大化や協同化というものにならざるを得ない。前述した温鉄軍氏と党国英氏との論争も、つまりは、いかなる形で「再集中」を実現するかということであり、「再集中」のあり方として温鉄軍氏は総合農協型の協同化を主張し、また党国英氏は規模拡大化した個人農場を主張している、ということになるだろう。

つまり言い換えれば、新農村建設というのは、人民公社時代の「集中」から家族請負制の「分散」へ移行した中国農業が、市場経済下において規模化や協同化という新たな「再集中」に向けて動き出し始めたものである、という指摘が可能であると考ええる。

図2 全体の流れ



(2) 社会主義新農村建設にかかる個人的考え方

中国の社会主義新農村建設という考え方はまだ今年採択されたばかりであるが、今後は中長期にわたって取り組まれることになる息の長い課題である。現段階における政策的課題としては以下のようなことが考えられる。

- 1) 中国の社会主義新農村建設は多くの課題を抱えているが、そのなかでも、特に以下

の 3 つの要素にかかる整備は、社会主義新農村建設の実現に向けて不可欠な重要課題であり、早急に有効な対策をとることが肝要である。

①公的要素 : 基層政府の財政問題の緩和・解決

②自助的要素 : 農民合作組織化の促進・活発化

③経済的要素 : 農村金融の再構築

2) 社会主義新農村建設の推進においては、小農経営への支援を前提とした場合には総合農協型の農民合作組織の組織化を促進することが上記要素の (2) 及び (3) の対策としては有効であると考えられるが、10 月 31 日に成立した農民專業合作社法においては、信用事業を兼ねた総合農協型の農民合作組織は認められなかったことにより、小農経営に対する支援の有力な施策の可能性を失ったことになる。

3) 従って今後、政府は、農民の自助的金融機能に代替し得る有効な方策、つまり農民專業合作社及び小農経営の活動を支援する具体的な金融機能の代替案を、早急に検討すべきである。

4) 農民專業合作社法が 2007 年 7 月から施行されることから、現在の土地単位毎に一律に農家に対して支払われている食糧生産にかかる直接支払補助金は土地使用権流動化の阻害要因ともなっていることもあり、補助金の支払い対象を一定の要件をそなえた食糧生産合作社に変更する等、食糧生産にかかる補助金の支払い方と農民專業合作社への支援を連携させるべきである。

以上。

【引用文献等リスト】

「中国統計年鑑 2006」2006 年 10 月 中国統計出版社

「中国農業年鑑 2005」2005 年 12 月 中国農業出版社

「中国農業発展報告 2005」2005 年 9 月 中国農業出版社

「全国農産物生産費収益資料集 2005」2005 年 11 月 中国統計出版社

「中国農村統計年鑑 2004」2004 年 10 月 中国統計出版社

「中国国家糧食局ネット」(<http://www.chinagrains.gov.cn>)

「中国農業信息ネット」(<http://www.agri.gov.cn>)

「中国農経信息ネット」(<http://www.cnagri.com>)

「中国穀物ネット」(<http://www.ch-grain.com>)

「中華糧食ネット」(<http://www.cngrain.com>)

「中国農村ネット」(<http://www.noncun.com>)

「中国全人代ネット」(<http://www.ch-grain.com>)